

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

施設名 (芦田均記念館)

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定	判定理由	
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	郷土出身の芦田均元首相に関する資料を展示・保存・活用し、その功績を顕彰するとともに、地域文化の向上に寄与するため、公共施設として指定管理者による管理運営が妥当と判断する。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	現在、地元住民組織が指定管理者となり、イベントの開催や展示資料の充実を図るなど効果的な施設運営を行っている。芦田均記念館は郷土の偉人を顕彰する施設であるとともに、地域文化の継承と発展を担う施設でもあることから、安定的・継続的な管理運営を行うには地元の協力が不可欠であり、地元自治会等と良好な関係を築き、連携をとりながら運営できる団体選定が必要である。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	△		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	△	△	芦田均元首相は全国的知名度としては低く、集客力に乏しい。収益増加を図るためには、認知度を高め、施設利用者数が増加する仕組みや取り組みを検討、実施する必要がある。指定管理者による管理運営を行うことで市直営よりも運営コストの削減と安定的なサービスを提供できると判断する。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		<p>(委員コメント)</p> <p>①本施設については、公共施設として指定管理者による管理運営が妥当と判断する。</p> <p>②本施設については、中六人部地区住民が中心となった組織にて芦田均元首相の功績を顕彰していることから、非公募での指定管理者選定を検討すること。</p> <p>③効果的・効率的な運営を行うため、時間帯別来館者数を集計・分析し、開館時間の見直し等検討し、管理運営に反映すること。</p> <p>④喫茶についてはまだ努力、改善の余地があり、施設全体の魅力に磨きをかける必要がある。</p> <p>⑤より一層の施設活用、収益増を図るための取り組みに繋がる評価指標及び目標値を設定すること。</p> <p>(判定結果)</p> <p><input type="checkbox"/> 指定管理者制度での管理運営を継続(非公募)</p>	○	(見直し等の場合時期について記載) 今回については指定管理者制度による管理運営が妥当であるものの、今後については施設のあり方を含めて検討を行うこと。また、指定管理だけではなく、この施設の設置目的である芦田均元首相を顕彰するのに最も効果的、効率的な方法について検討し、対応を整理すること。	

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

施設名 (新町文化センター)

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		判定理由	
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。) ②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。 ③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○	○	文化活動団体の使用が多く、特に日常的な活動・練習の場として頻繁に利用されており、本市文化活動の拠点となっている。市民の文化芸術活動を支援すること及び活動に参加する機会の充実を図るため、公共施設として指定管理者による管理運営が妥当と判断する。	
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。 ②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。 ③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		○	同種のサービスを提供している民間事業者は存在していることから、民間団体に管理運営を任せることで施設の安定性・継続性を確保することは可能であると判断する。
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。 ②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。 ③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	○			○
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) ①本施設については文化活動の拠点となっていることから、引き続き市民の活動支援と活動参加機会の充実のため、公共施設として指定管理者による管理運営が妥当と判断する。 ②平成29年度から30年度にかけて策定される文化芸術振興基本方針において文化施設のあり方の方向性が示されることから、同方針に基づき、平成31年度中に本施設の方針決定を行う。よって指定管理者の募集は行わず、2年間の期間延長で対応すること。2年後には新町文化センターは廃止とすること。 ③本施設については、老朽化が進行し、且つ非耐震建物であることから、積極的な利用は控え、安全面に十分配慮した上で管理運営に努めること。 (判定結果) <input type="checkbox"/> 現指定管理者による指定期間の延長(2年間)で対応	○	(見直し等の場合時期について記載) 今回は2年間の指定期間延長を行うが、2年後に新町文化センターは廃止とする。		

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

		施設名	(教育集会所)		
チェック項目	判定項目	判定の視点	判 定		判定理由
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	「同和対策施設」として同和問題の解決を図るとともに「人権と福祉の拠点施設」として市民ニーズに対応し、あらゆる人権問題の課題解決に向けて取り組むことが本来的任務であり、公共施設として管理運営が妥当と判断する。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	福知山市では他の教育集会所においても、民間団体にて管理運営を行っている。福知山市の人権施策方針と合致した取り組みを実践している団体・住民組織等を指定管理者として選定していることで、地域に根ざした「人権と福祉の拠点施設」として安定性・継続性を備えた運営が確保されている。民間団体等にて管理運営することは可能だが、地域の歴史や事情に精通し、地元自治会等から信頼され、施設運営に協力や支援を得られる団体を選定することが必要である。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	△	△	本施設は、同和問題やあらゆる人権問題の解決を目的とし、人権教育・啓発、文化活動、住民交流事業等を推進する施設であることから利用の増進をもって、施設に求められる社会的使命や役割を達成できる。そういった観点から使用料が無料であるため、経営上の効率化を図る必要がある。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) ①本施設は、あらゆる人権問題の課題解決に向けて取り組む施設であることから公共施設として管理運営すべき施設である。 ②評価については、啓発活動の回数等を評価項目とするのではなく、啓発活動の成果や活動内容自体の評価を行うこと。 ③人権教育や人権啓発を行う地域の担い手やリーダー育成を図るため、引き続き、施設のよりよいあり方を検討すること。 ④建築後30年を経過し、老朽化する施設が増えてきていることから、更新時期に合わせて地域住民の意向に考慮しながら施設のあり方を検討する必要がある。 (判定結果) <input type="checkbox"/> 指定管理者制度での管理運営を継続(公募)	○	(見直し等の場合時期について記載) 今後は、更新時期に合わせて地域住民の意向や考えを十分に把握した上で、関係部署と連携を行い、人権施設のあり方を検討すること。	